

令和5年度 保育施設入所申込確認票

確認項目をお読みになり、ご理解いただけましたら確認欄の□に全てチェックしてください。

確認項目		確認欄
①	虚偽の申込をした場合は、その申込を無効とし、 <u>入所決定を取り消す</u> ことがあります。 *入所決定後に4月中の就労時間短縮や保育要件が異なるなど、申込内容等が著しく事実と異なった場合 ※不明な点、確認すべき点がある場合は、職場やご家庭にお問い合わせすることがあります。	□
②	入所の決定は、提出書類の内容に基づき「長岡京市保育施設利用調整基準」に沿って、保護者・児童の状況から算出した指数により行い、年齢別に、合計指数の高い児童から、希望順位が上位の園に入所承諾します。よって、希望者多数のため、入所決定を行えない場合や、きょうだい児で希望下位の園でも同じ園に揃わず、 <u>別園に決定する場合があります。</u> ※ 発達支援・医療的ケア児支援保育に係る申込については、希望する上位の園で支援体制が整わない場合には、希望する下位の園で決定、または、支援体制が整うまで待機となる場合があります。 ※ きょうだい同時申込、または、育児休業の延長希望に係る減点を希望される申込については、申込用紙裏面の該当項目へ記載されたとおりに選考いたします。	□
③	申込内容に変更があったときは、速やかに子育て支援課にて変更手続きをお願いします。 (例) 保育要件や住民票の内容、連絡先等の変更、保育施設への入所が不要となった場合など。 【申込内容や状況、希望園の変更】 <u>12月16日(金)17時まで</u> に変更手続きをいただいた場合、変更後の内容で1次選考を行います。 以後においても1.5次選考以降で反映いたしますので、変更があれば随時手続きが必要です。	□
④	入所決定した場合には、転園児童も含めて「 <u>ならし保育（1週間程度）</u> 」があります。 ※ならし保育期間中の保育については、各保育施設に確認してください。	□
⑤	保育料等の算定に係る税情報が把握できない場合は、 <u>最高所得階層</u> で保育料を決定する場合があります。そのため、算定基準日において、海外在住の方は海外勤務者賃金支払額証明書などの提出を、また、自営業などで申告義務の無い方であっても住民税の申告が必要です。 ※児童の保護者又は家計の主権者である同居者の市区町村民税額（所得割）の合計によって算定します。	□
⑥	保育料等（主食費、副食費等を含む。）については、期限内にご納付ください。 期限内に保育料等の納付がなく滞納となった場合は、税情報等の閲覧、財産（給与等）の調査及び差押え等を行うことがあります。	□

以下、申込時に保護者の状況が当てはまる場合に、該当項目のみ、確認欄の□にチェックしてください。

⑦	育児休業中	入所決定した場合には、 <u>4月末日までに職場復帰</u> （5月以降の復帰は入所決定取消又は退所）し、5月16日までに「 <u>職場復帰証明書</u> 」を保育施設または子育て支援課に提出してください。 ※ 提出がなく、職場復帰が確認できない場合は、 <u>退所</u> となります。	□
	就労見込	入所決定した場合には、4月末日までに就労開始し、5月16日までに就労開始後に作成された就労証明書を保育施設または子育て支援課に提出してください。 ※ 提出がなく、就労開始が確認できない場合は、 <u>退所</u> となります。	□
	求職中	12月16日(金)17時まで、就労（見込）証明書（開始日が4月末日までのもの）を提出された場合は就労要件での選考となります。 求職要件で入所決定した場合は、 <u>7月1日までに就労を開始</u> し、就労を開始する前に、就労証明書等を保育施設または子育て支援課に提出してください。 ※ 提出がなく、就労開始が確認できない場合は、 <u>退所</u> となります。	□
	出産要件での申込	出産要件の場合の保育の必要な期間は、 <u>実際の出産日（予定日ではありません。）</u> から8週経過した日の翌日の属する月末となります。 ※ 翌月以降、就労の開始など保育要件がない場合は、 <u>退所</u> となります。	□

※ 本確認票は4月1日入所の内容となっておりますが、年度途中の入所の場合は、当該入所日の指定期限に読替えるものとします。詳細は「令和5年度保育施設入所案内」をご確認ください。

入所申込にあたり本確認票の記載事項について了承し、同意します。

署名欄： 令和 年 月 日 氏名 _____